

J A 茨木市農産物直売所「みしま館」運営出荷要領

(目的)

第1条 J A 茨木市（以下「J A」という）は、組合員が自ら生産した農畜産物及び加工品等を販売し、生産農家の所得向上に寄与するとともに消費者との信頼ある交流を深め、もって地域農業の振興と活性化を図ることを目的として、直売所を運営する。

(名称)

第2条 この直売所の名称は、J A 茨木市農産物直売所「みしま館」（以下「みしま館」という）とする。

(事業)

第3条 J Aは、みしま館において第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 生産者の委託による農畜産物・加工品等の販売。
- (2) J Aが仕入れをする農畜産物及び加工品等の販売。
- (3) 農畜産物の生産・出荷・加工品等の開発・製造に関する研修指導。
- (4) 各種講習会・イベントの開催。
- (5) 食の情報発信。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(運営協力)

第4条 J Aは前条の事業を円滑に運営するため、「みしま館新鮮クラブ」（以下「新鮮クラブ」という）を設置する。

(出荷者)

第5条 みしま館への出荷者は、次のとおりとする。

- (1) J Aの組合員（家族含む）及び主たる構成員が組合員である団体（法人を含む）であって且つ新鮮クラブ会員であるもの。
- (2) その他J Aが特に認めたもの。

(販売委託)

第6条 みしま館における農畜産物・加工品等の販売を委託するものは、J Aと別に定める販売委託契約を締結しなければならない。

(営業日・営業時間)

第7条 営業日は、原則として毎週水曜日を除く毎日とし、営業時間は午前9時30分から午後5時とする。

ただし、正月休み等特別な場合のほか必要に応じ適宜変更することができる。
変更する場合は、出荷者に事前周知するとともに予告文書を店頭に掲示する。

(委託手数料・販売代金精算)

第8条 委託販売にかかる手数料は次のとおりとする。

(1) 農畜産物 15%

(2) 加工品 20%

いずれも円未満を切り捨てる。

2. 販売代金の精算は、手数料とその他経費(バーコード費用等)を控除し、出荷者が指定するJAの貯金口座に次のとおり振り込むこととする。

(1) 毎月1日～15日分は当月25日に振り込む。

(2) 毎月16日～月末分は翌月10日に振り込む。

(3) 振込日がJA茨木市の休業日にあたる場合は、翌営業日に振り込む。

(搬入・搬出)

第9条 出荷者がみしま館へ農畜産物・加工品等を搬入・搬出する時間及び遵守事項は次のとおりとする。

(1) 搬入は午前6時30分から午前9時までとする。

(2) 追加搬入は午前11時以降随時とする。

(3) 搬出(引取)はバーコード付き値札の氏名を確認して閉店後1時間以内に完了する。ただし、当日搬出できない場合は、みしま館において処分したうえ当該出荷者に処分費用を請求することができる。指定品目(いも類・玉葱・南瓜等)については、指定日に搬出する。

(4) 搬入・搬出に際しては、お客様と区分するため所定の帽子を着用する。

(陳列)

第10条 出荷者が出荷物を陳列するにあたっては、次のとおりとし秩序を保つものとする。

(1) みしま館担当者の指示に従って分類別に陳列する。

(2) 後で搬入する出荷者は、先に搬入した出荷者の出荷物が下にならないように気をつける。

(3) お客様が買いやすいように、バーコードは見えるように陳列する。

(4) 一人で多量に搬入する場合は、他の出荷者との釣り合いを考え台上に並べ、残りは台の下に置き、追加陳列に備える。

(値付け・規格)

第11条 値付けと規格については、次のとおりとする。

- (1) J Aが策定した出荷物標準規格一覧（以下ガイドラインという）を参考に出荷者の判断で適正な値付けを行う。
- (2) 営業時間中にバーコード付値札を貼り替えて価格を変更することを認めるが、必ずバックヤードに引き揚げて行うこととし、売り場での貼り替えは禁止する。

(出荷物の管理)

第12条 出荷物の管理は出荷者が行うこととする。

- (1) 単に陳列するだけでなく、売り場を見て各自の出荷物の売れ具合を確認し、売れ筋を観察・判断する。
- (2) 傷みがある等販売に問題のある出荷物は、バックヤードに引き揚げる等その処分については出荷者の責任において行う。ただし、みしま館担当者の判断で行うことがある。
- (3) 説明が必要な出荷物はもとより、積極的に売り場において自ら宣伝・販売に努めるものとする。

(衛生管理と製造物責任)

第13条 出荷物にかかる出荷者の衛生管理と製造物責任については次のとおりとする。

- (1) 出荷物の取り扱いは、清潔で衛生的に行う。
- (2) 加工品については、保健所の許可を受ける等法令を遵守し、許可証の写しをみしま館担当者に提出する。
- (3) 表示義務が定められている出荷物については、法令に基づき適正な表示を行う。
- (4) 加工品においてクレームがあった場合は、改善報告書を提出しみしま館担当者の承認を得なければ再出荷できない。

(生産履歴記帳)

第14条 出荷者は出荷物の生産に関し、法令を遵守し常に安全・安心に留意する。

- (1) 出荷物の生産に関し、出荷者は圃場別・品目別に栽培履歴（防除履歴）を記録・自己点検し、原則として出荷の際にみしま館担当者に提出する。
- (2) 出荷物に法令違反等重大な過失がある場合等は、みしま館担当者の判断で撤去できるものとする。

(出荷規制・販売委託契約解除)

第15条 出荷者は販売委託するにあたって、次の事項に抵触しないように心掛け、みしま館の円滑な運営に協力しなければならない。

(1) 次の事項に該当する出荷者に対しては、出荷停止を命ずることができる。

- ア. 定められたガイドラインに従わない出荷者。
- イ. 売れ残り品について適切な処理を行わない出荷者。
- ウ. 恒常的に売れ残りが生じるものを出荷する出荷者。
- エ. 陳列について秩序を守らない出荷者。
- オ. その他出荷規制するに相当する出荷者。

(2) 次の事項に該当する出荷者に対しては、販売委託契約を解除することができる。

- ア. 本要領及び販売委託契約等に違反した出荷者。
- イ. みしま館の運営を妨げる行為あるいはJAの信用を損なう行為をした出荷者。
- ウ. 消費者とみしま館施設内で直接取引をした出荷者。
- エ. 1年間出荷が無い出荷者。
- オ. 販売委託契約解除を申し出た出荷者。ただし、1ヶ月前までに申し出るものとする。
- カ. 反社会的勢力等に該当する出荷者。
- キ. 自らまたは第三者を利用し、詐術、暴力的行為や脅迫的言辞を用いた出荷者。
- ク. その他販売委託契約を解除するに相当する出荷者。
- ケ. 販売委託契約を解除した出荷者については、その旨を新鮮クラブに通知する。

(改廃)

第16条 この要領の改廃は、組合長が新鮮クラブ代表者の意見を聞いた上、理事会に報告する。

(その他)

第17条 この要領により難いとき及び定めがない事象が生じたときは、新鮮クラブ代表者の意見を聞いた上、組合長が決定する。

附 則

令和7年8月22日より施行する。